
監査委員公表

監査委員公表第8号


平成29年10月2日付 H29-21000-00363 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年12月19日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	外間	雅広
同	深堀	浩

29 交 管 第 85 号
平成 29 年 11 月 29 日

長崎県監査委員	石橋	和正	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	外間	雅広	様
長崎県監査委員	深堀	浩	様

長崎県知事 中村 法道 

平成 29 年度長崎県公営企業会計定期
監査結果に係る措置について（通知）

平成 29 年 10 月 2 日付 H29-21000-00363 の監査結果の報告に基づき、別紙のと
おり措置を講じたので通知します。

平成29年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【1 指摘事項】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 前渡資金の管理について 営業所に要する経費等として前渡された資金の管理について、長崎県交通局財務規程及び同規程に基づく内規に照らし、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(ア) 長崎営業所の管理について 平成29年5月分の小口現金出納簿に計算者、確認者の押印が一切なく、照合をしたか書類上確認することができない。 また、5月22日に運転士に払い出した3,000円について、小口現金出納簿に記載していないため、小口現金出納簿に記載している残高と現金残高が一致していない。</p> <p>(イ) 長与営業所の管理について 平成29年4月分の小口現金出納簿について、残高が誤っているにもかかわらず確認者が押印しているものがある。</p> <p>(ウ) 福岡営業所の管理について 平成29年4月分の小口現金出納簿について、払い出した日に記載せず、照合していないものがある。</p>	<p>前渡資金の管理につきましては、財務規程に基づき、役割分担や手順、小口現金出納簿等に関する記載方法などを具体的に示した「営業所における公金等管理マニュアル」を策定し、これに基づく事務処理の徹底について研修会の実施等により改めて周知を図るとともに、公金等の管理に係るチェックリストを作成し、各所属でのセルフチェックを実施したところであります。 今後とも関係規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>イ 企業出納員の交替について 平成29年度人事異動に伴い、長崎営業所及び長与営業所の企業出納員(営業所長)が交替しているが、長崎県交通局財務規程に定める事務引継書が作成されていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>事務手続きの適正化を図るため、企業出納員の引継ぎについて、改めて関係職員へ周知徹底を図ったところであります。 今後とも関係規程に則り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

平成29年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置


会計：長崎県交通事業会計 所管部局：交通局

【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について</p> <p>当年度の事業収支は、純損失が2,526万円となっており、その結果、累積欠損金は1億5,163万円に増加している。</p> <p>当年度においては、乗合部門において高速シャトルバスの増便など中期経営計画に掲げる各経営健全化策に加え、高齢者等の通院や買い物利用などの需要を捉えた運行の強化に取り組んだものの、熊本地震の影響に伴う高速部門、貸切部門の減収や人件費等営業費用の増加などにより事業損失が生じている。</p> <p>交通局を取り巻く経営環境は、軽油価格が平成28年度から上昇に転じていることや運転士の確保が困難であること、高齢化・少子化や人口減少等社会情勢の変化により、引き続き厳しい状況にある。</p> <p>中期経営計画と実績の乖離要因について分析・検証を行い、その改善策に取り組むとともに、引き続き同計画に盛り込まれた経営健全化策を着実に実施し、経営の安定化に努めるべきである。</p>	<p>交通局を取り巻く経営環境は、高齢化・少子化や人口減少の進展など社会情勢の変化により、引き続き厳しい状況にあります。</p> <p>このような中、交通局においては、平成26年3月に計画の見直しを行った中期経営計画に基づき、都市間輸送の充実や貸切事業の強化などの健全化策を着実に実施することにより、平成27年度以降、一般会計から独自に措置された補助金がない状況となるなど、着実に経営の健全化を進めているところであります。</p> <p>平成28年度決算については、熊本地震の影響により事業損失が生じたものの、県外高速バスや空港リムジンの利用者は平成28年度後半から徐々に回復基調にあり、貸切事業についても動向を注視しながら営業活動の強化を図るなど、県営バスの利用者の確保に努めております。</p> <p>また、本格的な高齢社会の進展を踏まえ、高齢者に対する交通手段の充実や支援の重要性は更に高まっていくことから、これまでの取組に加え、高齢者向けフリーパス制度を新たに導入し、高齢者のバス利用の促進を図っていくこととしております。</p> <p>今後とも、地域に必要な生活交通の確保や、長崎県の観光振興を基本として、県民生活の維持・向上に貢献していくことを念頭において、お客様の利便性向上と経営の健全化に努め、事業運営にあたってまいります。</p>

29 長振港漁第 412 号
平成 29 年 11 月 27 日

長崎県監査委員	石橋	和正	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	外間	雅広	様
長崎県監査委員	深堀	浩	様

長崎県知事 中村 法道 

平成 29 年度長崎県公営企業会計定期
監査結果に係る措置について（通知）

平成 29 年 10 月 2 日付 H29-21000-00363 の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成29年度長崎県公営企業会計定期監査結果に係る措置

会計：長崎県港湾整備事業会計 所管部局：長崎港湾漁港事務所

【1 指摘事項】

	講じた措置
<p>ア 土地鑑定評価に係る委託契約について 土地鑑定評価業務委託契約(2件)について、契約保証金が納付されていない時点で契約を締結している。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>土地鑑定評価業務委託契約(2件)について、契約保証金の納付方法を予め確認しておくべきでしたが、確認不足等により納付が遅れ、いずれも契約締結日の翌日に納付されたものであります。 今後は、契約保証金について契約相手方との事前確認を徹底するようにいたします。</p>

【2 意見】

監査の結果	講じた措置
<p>ア 経営状況について 当年度の事業収支は、純損失が1億6,747万円となっており、その結果、累積欠損金は16億3,601万円に増加している。 当年度は、小瀬戸地区の法面工事などにより維持工事費が増加し、また、たな卸資産の時価評価などにより資産減耗費が増加したため、収支が大幅に悪化している。 一方、当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。 当会計は平成32年度までに閉鎖されることとなっており、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。</p>	<p>当会計の経営状況については、土地の原価割れ売却などにより、繰越欠損金を有する状況に加え、平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しに伴い、たな卸資産の評価について低価法が義務づけられたことにより、多額の累積欠損金を計上しております。 平成19年度に借入金を全部償還し、費用のうち土地売却原価は預金として内部留保されているため、自己資本構成比率、流動比率ともにきわめて良好な状態を維持しております。 また、平成28年度には、販売手法の見直し等により、住宅団地マリンヒル三京が完売いたしました。引続き、平成32年度までの当会計閉鎖に向け、未売却地の早期売却、一般管理費用等の効率的な予算執行に努めてまいります。</p>
<p>イ 土地売却について 当会計における造成土地の売却実績は、当年度においては3.1haとなっている。 工業団地の売却実績については4件、22,597㎡であり、前年度より増加しており、当年度の売却目標(20,000㎡)も達成している。 また、住宅団地マリンヒル三京については、残り36区画を完売している。 しかしながら、当年度末、長期貸付土地を除いた未売却地はまだ22.8haあり、その約9割は福田神ノ島及び沖平の2地区に残っている。 また、福田神ノ島地区ではここ3年間売却実績がない。 関係部局等とのより一層の連携を図りながら、平成32年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる売却促進に取り組むべきである。</p>	<p>平成29年11月21日現在の土地売却状況については、小江地区で3件(5,196.24㎡)となっております。 工業団地の売却については、一括売却を基本としながらも、分割分譲も可能とし、面積区分での単価設定を設けております。 また、分譲地の場所及び価格等を掲載したチラシを作成し、商工会議所等の関係団体へ情報提供を行っており、今後も販売促進に努めてまいります。 なお、未売却地の8割を占める神ノ島地区については、今後は用途制限の緩和など、販売方針等を見直して販売促進に努めてまいります。</p>
<p>ウ 非売却地の移管について 会計閉鎖に向けた取り組みのうち非売却地の移管推進業務については、関係機関と協議を行っているものの、当年度の移管実績はない。 平成29年度において非売却地の種類ごとに移管方針を定めていくこととしているが、平成32年度までの当会計閉鎖に向けて、非売却地の移管推進業務を着実に進めていくべきである。</p>	<p>平成29年度の実績としましては、前年度から移管協議を行っていた深堀地区道路1箇所(50.76㎡)を長崎市へ移管いたしました。 また、県関係部署による移管促進のための会議を開催し、長崎市への移管再協議について検討を行い、平成29年9月に長崎市に移管再協議を依頼いたしました。併せて、県関係課に対しても受入検討を依頼しており、今後、協議してまいります。</p>